

福井県立歴史博物館運営協議会委員の任命について

現委員(任期2年:平成22年6月1日～平成24年5月31日)

分野	役職名	性別	氏名
学識経験者	福井大学名誉教授	男	隼 田 嘉 彦
	福井文化服装学院校長	女	朝 日 恵 子
	敦賀短期大学教授	男	外 岡 慎 一 郎
	福井県立大学教授	女	木 村 小 夜
	歴史に学ぶ会代表	女	中 川 陽 子
学校教育	福井市国見小学校校長	男	川 崎 英 治
	福井市成和中学校校長	男	山 岸 俊 一
社会教育	元福井県社会教育委員	男	品 川 一 郎
	小浜市連合婦人会会长	女	宮 脇 美 恵 子
公募	会社役員	男	品 川 二 三 男
	会社員	女	江 口 和 代



※教育委員会の承認を得て、公募開始

(計11名)

福井県立歴史博物館運営協議会について

◎博物館法（平成24年4月1日）

第20条

- 1 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条

博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

◎博物館法施行規則（平成24年4月1日）

(第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第18条

法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

◎福井県立歴史博物館の設置および管理に関する条例（平成24年4月1日）

第7条

- 1 博物館法第20条第1項の規定に基づき、歴史博物館に福井県立歴史博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 一 学校教育の関係者
 - 二 社会教育の関係者
 - 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 四 学識経験のある者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。